

| 別紙 1 番号法第19条第8号別表第2に定める事務 |              |                |                                                                                                             |
|---------------------------|--------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提供先<br>No                 | 提供先          | 法令上の根拠<br>(項番) | 提供先における用途                                                                                                   |
| 1                         | 厚生労働大臣       | 1              | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                    |
| 2                         | 全国健康保険協会     | 2              | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                         |
| 3                         | 健康保険組合       | 3              | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                         |
| 4                         | 厚生労働大臣       | 4              | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                    |
| 5                         | 全国健康保険協会     | 6              | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 6                         | 都道府県知事       | 8              | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                |
| 7                         | 都道府県知事       | 9              | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                  |
| 8                         | 市町村長         | 11             | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの       |
| 9                         | 都道府県知事又は市町村長 | 16             | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                  |
| 10                        | 市町村長         | 18             | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                    |
| 11                        | 市町村長         | 20             | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                             |
| 12                        | 都道府県知事       | 23             | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                       |
| 13                        | 都道府県知事等      | 26             | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                               |

|    |                                      |    |                                                                          |
|----|--------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 市町村長                                 | 27 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの           |
| 15 | 都道府県知事                               | 28 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの           |
| 16 | 厚生労働大臣又は<br>共済組合等                    | 29 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの           |
| 17 | 社会福祉協議会                              | 30 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                |
| 18 | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 31 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの                                      |
| 19 | 日本私立学校振興・共済事業団                       | 34 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                        |
| 20 | 厚生労働大臣又は<br>共済組合等                    | 35 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                          |
| 21 | 文部科学大臣又は<br>都道府県教育委員会                | 37 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの           |
| 22 | 都道府県教育委員会又は<br>市町村教育委員会              | 38 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの                            |
| 23 | 国家公務員共済組合                            | 39 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                 |
| 24 | 国家公務員共済組合連合会                         | 40 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの      |
| 25 | 市町村長又は<br>国民健康保険組合                   | 42 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                            |
| 26 | 厚生労働大臣                               | 48 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 27 | 市町村長                                 | 53 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの          |

|    |                                      |    |                                                                                           |
|----|--------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 54 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの                   |
| 29 | 都道府県知事等                              | 57 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                   |
| 30 | 地方公務員共済組合                            | 58 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                 |
| 31 | 地方公務員共済組合又は<br>全国市町村職員共済組合連合会        | 59 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                    |
| 32 | 市町村長                                 | 61 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                         |
| 33 | 市町村長                                 | 62 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                         |
| 34 | 都道府県知事                               | 63 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの                                     |
| 35 | 都道府県知事又は<br>市町村長                     | 64 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの                  |
| 36 | 都道府県知事等                              | 65 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                               |
| 37 | 厚生労働大臣又は<br>都道府県知事                   | 66 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                      |
| 38 | 都道府県知事等                              | 67 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 39 | 市町村長                                 | 70 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                         |
| 40 | 厚生労働大臣又は<br>都道府県知事                   | 71 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                  |
| 41 | 市町村長<br>(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。) | 74 | 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                          |
| 42 | 後期高齢者医療広域連合                          | 80 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                |

|    |                                                            |      |                                                                                                                                                                     |
|----|------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 43 | 厚生労働大臣                                                     | 84   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                   |
| 44 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 85の2 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                  |
| 45 | 都道府県知事等                                                    | 87   | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                 |
| 46 | 厚生労働大臣                                                     | 91   | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                            |
| 47 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条第2項に規定する存続組合又は同法附則第48条第1項に規定する指定基金 | 92   | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                      |
| 48 | 市町村長                                                       | 94   | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                               |
| 49 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長                                        | 97   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                      |
| 50 | 厚生労働大臣                                                     | 101  | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                      |
| 51 | 農林漁業団体職員共済組合                                               | 102  | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |

|    |                                                                    |     |                                                                                                                                                                                             |
|----|--------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 52 | 独立行政法人農業者年金基金                                                      | 103 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 53 | 独立行政法人日本学生支援機構                                                     | 106 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                             |
| 54 | 厚生労働大臣                                                             | 107 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                  |
| 55 | 都道府県知事又は市町村長                                                       | 108 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                   |
| 56 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会                                           | 113 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                          |
| 57 | 厚生労働大臣                                                             | 114 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                             |
| 58 | 平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会                                  | 115 | 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                      |
| 59 | 市町村長                                                               | 116 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                      |
| 60 | 厚生労働大臣                                                             | 117 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                     |
| 61 | 都道府県知事                                                             | 120 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                           |
| 62 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 | 121 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                     |

別紙2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第2項別表第2に定める事務

| 移転先<br>No | 移転先       | 法令上の根拠<br>(項番) | 移転先における用途                                                                                                                                |
|-----------|-----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | 障害福祉課     | 2              | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2         | 障害福祉課     | 4              | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                                                            |
| 3         | 生活福祉課     | 5              | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                                                       |
| 4         | 保険年金課     | 9              | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                      |
| 5         | 障害福祉課     | 10             | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                                                            |
| 6         | 健康課       | 16             | 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                   |
| 7         | 子ども子育て支援課 | 24             | 昭島市児童育成手当条例による児童に係る児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                           |
| 8         | 障害福祉課     | 25             | 昭島市中心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                         |
| 9         | 障害福祉課     | 26             | 昭島市特殊疾病者福祉手当条例による特殊疾病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                          |
| 10        | 子ども子育て支援課 | 27             | 昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                                                                             |
| 11        | 子ども子育て支援課 | 28             | 昭島市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                     |
| 12        | 子ども子育て支援課 | 30             | 母子栄養食品支給事業に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                             |
| 13        | 子ども子育て支援課 | 31             | 私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園等園児保護者の負担軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                  |
| 14        | 介護福祉課     | 32             | 介護保険サービスの利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの                                                                                                      |

|    |       |    |                                                                    |
|----|-------|----|--------------------------------------------------------------------|
| 15 | 障害福祉課 | 33 | 障害福祉サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの                               |
| 16 | 生活福祉課 | 34 | 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの                 |
| 17 | 障害福祉課 | 35 | 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 18 | 障害福祉課 | 36 | 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                    |
| 19 | 障害福祉課 | 37 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの    |